

郷土の竹林を蘇らせませんか？

森林環境税を活用した「竹林再生事業(優良竹林化)」のお知らせ

大分県は、放置された竹林の改善に力を入れています。
みなさんのお住まいの地域で藪になっている竹林はありませんか？
竹は放置されたままでは道や畑を浸食する厄介者ですが、伐竹し管理すればタケノコや竹材などを生み出し続ける財産となります。
大分県はタケノコや竹材が生産できる「優良な竹林」へ整備することに対して助成を行っていますので、ご活用ください。

補助事業の概要

■事業の時期 令和3年度（4月～翌年3月まで）

伐竹作業の適期は秋から春先ですが、年度の早い段階で事業計画を立てますので早めの申請をお願いします。

■事業の種類

- ①伐竹+片付けするタイプ
- ②伐竹・片付け・伐竹本数の1/2以上をチップ化するタイプ
- ③伐竹・片付け・伐竹本数の全量をチップ化するタイプ

■採択要件

※チップ化：粉碎処理する機械を利用した場合

- 目的：竹材やタケノコの生産を目的とした「優良竹林化」であること。
- 伐竹面積：伐竹する面積が1箇所当たり0.1ha以上であること。
- 伐竹本数：5,000本/ha以上伐竹すること。

■留意事項

- ・伐竹は「間伐」であること。（「全伐」は認めません）
- ・この事業により伐竹された箇所は再度採択できません（補助は1箇所につき1回まで）
- ・この事業は事前申請が必要です。補助金交付決定前に伐竹した場合は補助金を交付できません。
- ・補助金は事業実施後に交付されます。

近所の竹藪も
きれいにすれば
宝の山になるよ



補助申請する金額の算定

伐竹する箇所の面積、本数、竹の直径を調べて補助する金額を算定します。

- ・伐竹する竹林1ha当たりの「①竹の伐竹本数」、「②伐竹する竹の平均直径」、により、「標準事業費（1ha当たり）」が決まります。（裏面表のとおり）
- ・「標準事業費（1ha当たり）」に「伐竹する面積」と「補助率（3/4）」を掛けた額が補助する金額となります。（千円未満は切り捨てとします）

①伐竹する箇所の所在、面積を調べます

- ・測量を行い、地積図（国土図面）で番地を確認する
- ・図面が必要な場合は市町村へ相談する

②竹林1ha当たりの「竹の平均直径」を求めます

- ・無作為に平均的な竹50本の直径を測り、その平均値を平均直径とします。

③竹林1ha当たりの「伐竹本数」を求めます

- ・メジャーなどで竹林内に10m×10m（100㎡）程度の正方形（プロット）を1箇所作ります。
- ・プロットの場所は、竹林内の竹の成立本数・直径の平均的な箇所とします。
- ・プロット内の竹の本数を数え、それを1haに換算して「平均の成立本数」を求めます。
- ・例えば、100㎡のプロットの場合、調査した本数を100倍すれば1ha当たりの成立本数となります。
- ・「平均成立本数」に「伐採率（伐竹する割合）」を掛けたものを1ha当たりの「伐採本数」とします。

■ 1ha 当たりの標準事業費（伐竹+片付け）

（単位：円）

伐採本数	平均直径 6cm以下	10cm以下	14cm以下
10,000本未満	643,000	1,000,000	1,528,000
15,000本未満	1,002,000	1,581,000	2,439,000
15,000本以上	1,360,000	2,162,000	3,350,000

$$\times \text{伐竹面積} \times \frac{3}{4} = \text{補助金額}$$

■ 1ha 当たりの標準事業費（伐竹+片付け+チップ化(伐竹本数の1/2以上)）

伐採本数	平均直径 6cm以下	10cm以下	14cm以下
10,000本未満	682,000	1,129,000	1,657,000
15,000本未満	1,065,000	1,791,000	2,649,000
15,000本以上	1,448,000	2,453,000	3,641,000

$$\times \text{伐竹面積} \times \frac{3}{4} = \text{補助金額}$$

■ 1ha 当たりの標準事業費（伐竹+片付け+チップ化）

（単位：円）

伐採本数	平均直径 6cm以下	10cm以下	14cm以下
10,000本未満	722,000	1,259,000	1,787,000
15,000本未満	1,129,000	2,001,000	2,859,000
15,000本以上	1,537,000	2,743,000	3,931,000

$$\times \text{伐竹面積} \times \frac{3}{4} = \text{補助金額}$$

事業の手続きについて

個人や法人も申請
できるようになったんだ

■ 問い合わせ先 伐竹する竹林が所在する市町村の林業担当窓口（下表のとおり）

■ 事業が受けられる者とは（補助対象者）

市町村、森林組合、農協、法人

■ 補助の仕組みについて

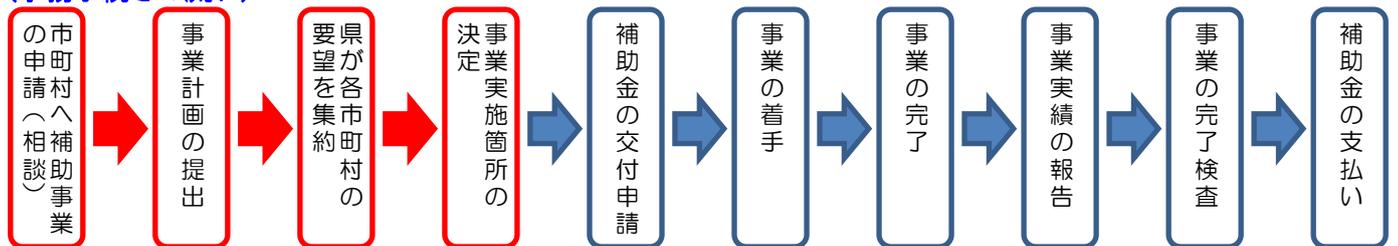
（申請に対する許可、事業の完了検査、補助金の支払いなど）



（補助金の申請、事業の完了報告など）



（事務手続きの流れ）



簡易作業路の設置に関する補助

各市町村等の連絡先

竹材、タケノコ搬出等 維持管理のための簡易作業路の開設に対する補助も行います。簡易作業路のみの申請（伐竹は行わない）も可能です。

■ 補助する金額

作業路 1mにつき 500円（定額補助）

■ 採択要件

- ① 一路線の利用区域内に竹林が0.1ha以上あること
- ② 一路線の延長は100m以上、対象面積0.1ha当たり概ね100mまで
- ③ 作業路の幅員は2.0m以上で、できるだけ緩勾配とすること

問い合わせは市町村の窓口へ

市町村	担当課	TEL	市町村	担当課	TEL
大分市	農林水産課	097-534-6111	杵築市	農林水産課	0978-62-3131
別府市	農林水産課	0977-21-1111	宇佐市	林業水産課	0978-32-1111
中津市	林業水産課	0979-22-1111	豊後大野市	農林整備課	0974-22-1001
日田市	林業・木材産業振興課	0973-22-8362	由布市	農政課	097-583-1111
佐伯市	林業課	0972-22-4214	国東市	林業水産課	0978-72-5198
臼杵市	農林振興課	0974-32-2220	姫島村	企画振興課	0978-87-2111
津久見市	農林水産課	0972-82-4111	日出町	農林水産課	0977-73-3127
竹田市	農政課	0974-63-4805	九重町	農林課	0973-76-3804
豊後高田市	耕地林業課	0978-22-3100	玖珠町	農林業振興課	0973-72-7164